



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長

茜ヶ久保 公二

### 1. はじめに

令和2年度副会長を務めております茜ヶ久保公二（あかねがくぼこうじ）です。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、年度のスタート早々に政府より緊急事態宣言が発せられ、4月に委員会等の立ち上げを行うことができないなど、異例のスタートとなっています。本号が発刊される6月には、少しでも状況が改善されていることを祈るばかりです。

ご存じのとおり、清水会長は、令和の時代における「夢と希望のある知財立国の実現」をスローガンとし、外部との連携による弁理士絆プロジェクトを重点施策として進められています。私は、その一端である「弁理士同士の絆」を強化する取り組みとして知財プレゼンス委員会を担当いたしますが、これに限られず、関係する多くの方との絆を深めながら、清水会長の任期2年目集大成の年を全力で支えて参ります。

### 2. 会務報告

私は、広報センター、意匠委員会、情報企画委員会、パテントコンテスト委員会、および知財プレゼン

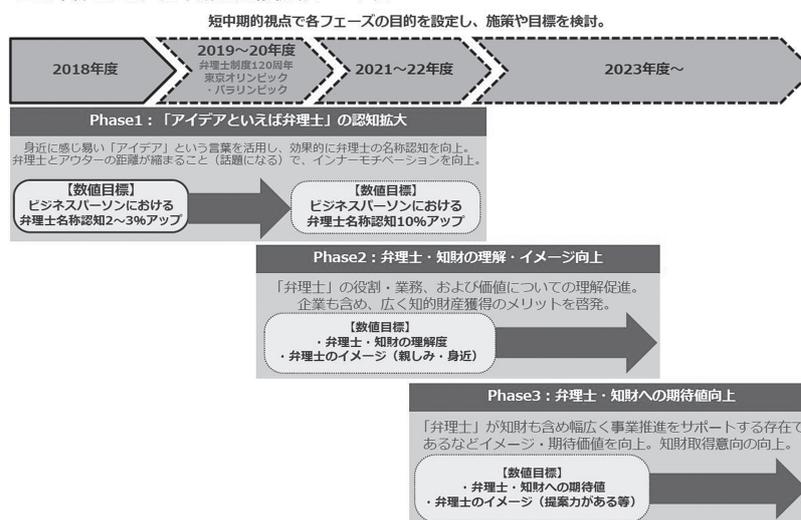
ス向上委員会を担当いたします。以下、それぞれについて簡単にご紹介いたします。

#### (1) 広報センター

広報センターは、①弁理士の認知度の向上のための施策の実行、②知財普及活動、③会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトニー」の発行、ノベルティグッズの制作を行っています。

このうち、①「弁理士の認知度の向上の施策」では、平成29年第2回臨時総会で承認を得た5カ年計画（日本弁理士会短中期広報戦略）に基づいて、数値目標を設けてビジネスパーソンにおける弁理士の名称認知度の向上に取り組んでいます。複数年度に跨る目標（KPI）を設定し、年度ごとに評価して次年度の方針を決定する戦略的な施策です。昨年度は、ミュージックビデオ「BENRI-C」を、YouTube（登録商標）を中心に公開し、130万回のアクセスを記録しました。本年度も昨年以上のインパクトを与える施策を実行し、数値目標のクリアを目指します。

■日本弁理士会 短中期的広報戦略イメージ図



## (2) 意匠委員会

意匠委員会では、意匠制度についての政策提言等を行っています。令和元年度の改正では、1888（明治21年）に意匠条例が成立して以来維持されてきた「物品」の枠を超え、建築物や画像自体を保護することになりました。その意匠法の改正は、令和2年4月1日に施行され、本年度は実用段階に移ります。

特許庁がこの意匠法改正に先駆けて2018年に発表した『「デザイン経営」宣言』は、第四次産業革命の大変革のときにおいて、デザインを経営資源のひとつとして捉え、デザインの活用により創出されるブランド価値、イノベーションを実現する力に繋げるという革新的なものであります。

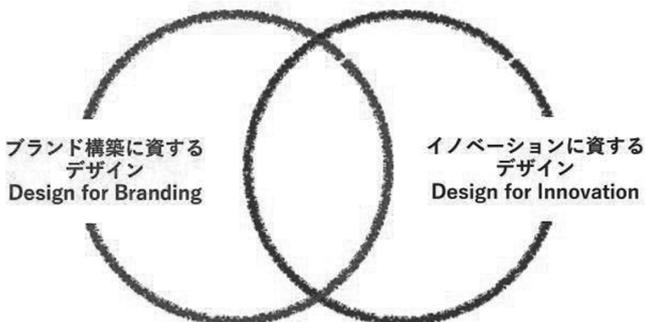
意匠委員会では、デザイン経営の理念のもと、引き続き意匠制度についての政策提言等を行っていくとともに、意匠法によるデザインの保護が、特許や商標による保護と同様に、知的財産保護のひとつの選択肢として現場で常に検討される対象となることを目指して、意匠法の周知を実行していきます。

### 「デザイン経営」の効果＝

### ブランド力向上+ イノベーション力向上

### ＝企業競争力の向上

「デザイン経営」は、ブランドとイノベーションを通じて、企業の産業競争力の向上に寄与する。



「デザイン経営」の効果

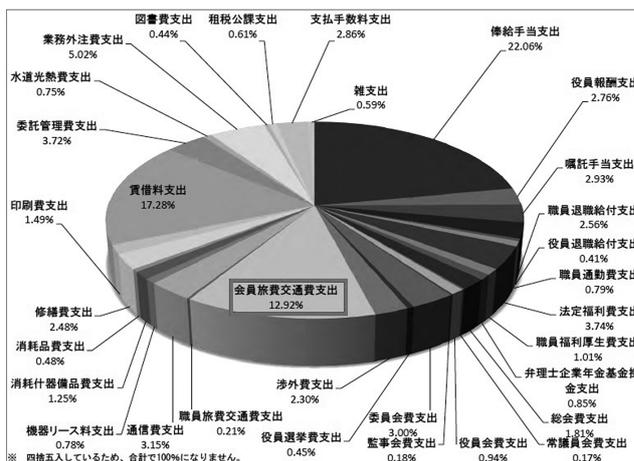
（経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会 『「デザイン経営」宣言』より）

## (3) 情報企画委員会

情報企画委員会は、日本弁理士会のITインフラの企画や整備を行う委員会です。従来、弁理士検索システムである「弁理士ナビ」や会員情報サイトである「弁理士電子フォーラム」の管理を行ってきました。

本年度は、昨年度導入検討がなされたウェブ会議シ

ステムの運用を開始する年です。委員会等における会務において、ウェブ会議システムを活用することで、地域会の会員とのコミュニケーションを今まで以上に密にすることをはじめ、会員の会務参加が容易になる環境の整備を目指します。あわせて、弁理士会の予算の一定割合を占める、会務に要する会員の旅費交通費（会員旅費交通費）の削減を図ります（下記図の中央下部に四角枠で示すとおり年間支出の12.9%：2億円超）。



（令和元年度定期総会 議案資料より）

## (4) パテントコンテスト委員会

パテントコンテスト委員会は、文部科学省、特許庁、INPIT（工業所有権情報・研修館）、そして日本弁理士会との4者の共催事業である「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を企画し実行しています。

「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」の応募資格者は、我が国の将来を担う高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生です。優秀賞（出願支援対象）に選ばれると、実際に特許庁への出願を支援することで、特許権又は意匠権の取得までの手続を体験することができます。また、表彰対象者は、毎年、東京で開催される表彰式に招待されます。弁理士会はこのうち事前セミナーの実施、選考、出願の支援を担っています。

## (5) 知財プレゼンス向上委員会

知財プレゼンス向上委員会は、企業又はアカデミアに所属する弁理士と、事務所に所属する弁理士が、半数ずつ所属し、それぞれの弁理士が共同してその絆を深めつつ、知的財産のプレゼンスを向上させるための施策を検討しています。

本年度は、昨年度に立案した3つの施策である、①知財プレゼンスを向上させるための知財教育関連施策（大学・ベンチャー企業に対する施策、弁理士自身・弁理士会に対する施策等）、②資金・保険関連施策（知財投資ファンドの創設、大学・公的研究機関における知財の一元管理、税制、関連施策、大学・スタートアップ企業の知財保険制度等）、および③マッチング関連施策（大学と企業とのマッチング、産学共同研

究強化のガイドライン関連施策、アカデミア及び企業弁理士のコミュニティ形成施策等）を引き続き検討し実行していきます。

### 3. おわりに

一年間、日本弁理士会の副会長としての職務を全力で果たして参ります。会員の皆様には、引き続き会務へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。